



計画の基本理念

『全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

- 子どもが権利(子どもの権利条約に定める「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」などさまざまな権利)の主体であることを常に念頭に置く。
- 県民が力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員する。
- 妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで切れ目なく隙間のない支援を提供する。
- 虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図る。

計画の基本的方向

県は、以下の取組を行うにあたっては、子どもに十分な説明を行い、その真意を聴き取り、その権利の擁護を図ります。

<予防的ステージ>

- 母子保健、子育て、教育等との連携の一層の推進
 - 市町との連携・協力による妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援体制を整備と児童虐待等に至る前の未然防止に向けた支援
 - 身近な地域での虐待対応力向上による兆候の早期発見と早期対応
- <緊急保護ステージ・社会的養護ステージ>
- 子どもの安全を最優先に考えた一時保護とアドミッションケア
 - 迅速、的確なアセスメントの実施による虐待の再発防止
 - 家庭養育優先の原則を基本とする多様な選択肢の用意と親子関係再構築に向けた支援

<自立支援ステージ>

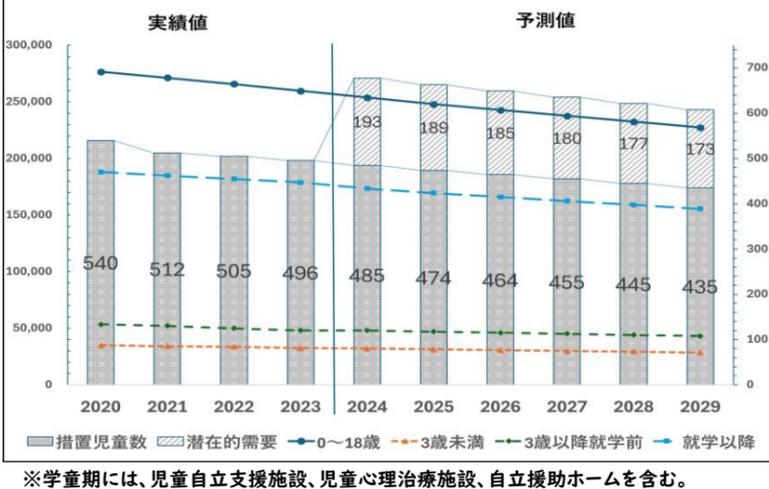
- リービングケアとアフターケアの充実
 - 子どもの生活の安定までの切れ目なく隙間のない支援
- <情報の収集・発信および調査・研究>
- 子どもの権利擁護や里親制度の理解を深めるための情報収集と発信
 - 人材の確保・育成や財源確保等の課題解決に向けた調査・研究

前提となる数値の再計算

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 措置児童数は、人口減少に伴い計画最終年度に435人を見込む。
- 親子分離をすることなく在宅で生活を継続するケースも増加しており、リスクが高まっていることから潜在的な需要率を約4割を見込む。
- 計画最終年度の代替養育を必要とする子ども数は、608人と見込む。

人口減少と代替養育を必要とする子どもの見込み



三重県社会的養育推進計画(I期)の概要

計画期間と計画の進行管理(評価指標と関連指標)

- 計画期間 : 5年間(令和7年度~令和11年度)
- 計画の進捗管理: 三本の支援の柱(予防的支援・親子関係再構築支援・自立支援)に紐づく評価指標と関連指標のPDCAサイクルによる進行管理

【予防的支援】	【親子関係再構築支援】	【自立支援】
要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計数	保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率(再分離率)	施設退所後または里親委託解除後3年後の就労・進学状況と孤立率
令和11年度 8,783件	令和11年度 13%	令和11年度 就職・進学率 100% 孤立率 0%

切れ目なく隙間のない支援

<支援を行う際の課題>

- 関係機関等間の情報格差
- 関係機関等が提供する支援のミスマッチ
- 関係機関等間の引継ぎ不足

<課題解決に向けた取組>

- 市町と連携して、保護者や子どもの情報が集積する関係機関の機能を発揮させ、
- (1) 関係機関等のネットワーク内の情報の共有化を図る。
 - (2) 共有情報をもとにコーディネートできる体制を整備する。
 - (3) 関係機関等間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できる環境を整備する。

各関係機関の具体的な取組

1 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 「統括支援員」、「母子保健コーディネーター」の人材育成等
- 家庭支援事業等における里親、入所施設等の積極的な活用
- 児童家庭支援センターの相談機能の充実と保護者支援

2 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 悩みを抱える妊産婦等の早期の把握し、必要な支援につなげるための相談窓口の設置など

3 一時保護改革に向けた取組

- 児童養護施設、乳児院等の空きスペースの活用
- 里親やファミリーホームの活用

4 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率の目標値
3歳未満60% 就学前60% 学童期以降40% 全年齢45%
- 目標達成後に国の策定要領に記載される目標値に移行(乳幼児75% 学童期以降50%)

5 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組

- 児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化が完了
- 多機能化・機能転換には職員の確保と育成が重要
- 緊急の一時保護の要請等に応えるための定員確保が必要
- 現状の定員の維持

6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 施設退所後または里親の措置解除後の子どもの実態把握
- 子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりの検討
- 孤立して暮らすのではなく、安全で安心な居場所に居るアフターケアの環境整備
- 自立に向けて生き抜く力を育むリービングケアの環境整備

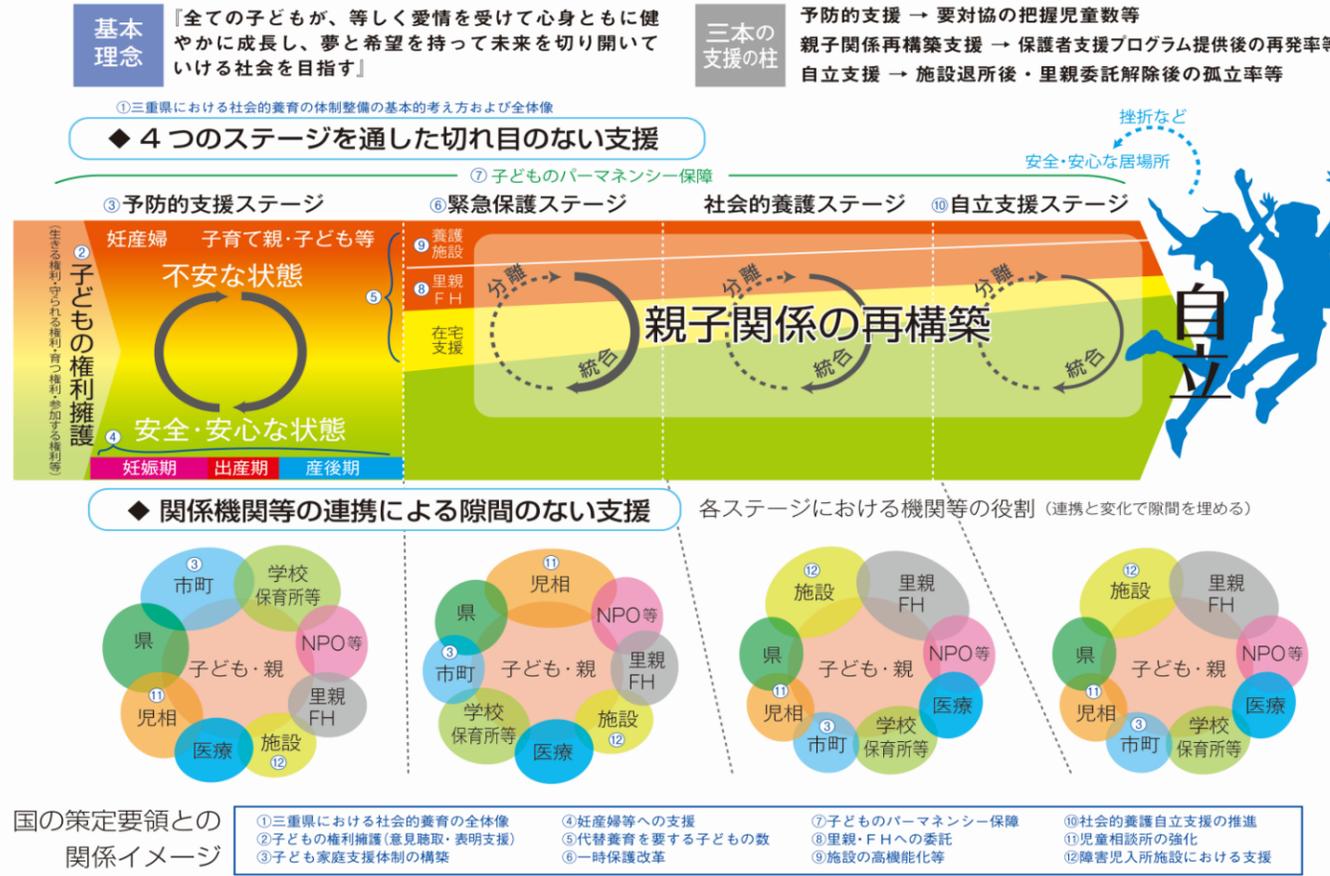
7 児童相談所の強化等に向けた取組

- 職員の増員の継続と指導委託の推進など業務改善の取組
- 「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づく人材の育成
- 警察をはじめ関係機関との連携・協力による質の高い児童相談体制の構築

8 障害児入所施設における支援

- 障害児入所施設の入所時点から退所後の地域生活への円滑な移行を見据えた支援が適切に行われるよう関係機関と連携した体制づくり

計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン



次期計画づくりに向けて

1 調査・研究の実施(5つの検討課題の解決に向けた取組の方向性の提示)

- ①各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み(潜在的な需要)
- ②子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
- ③子どもの自立のための支援(再チャレンジできる環境)
- ④人材の確保と育成
- ⑤支援のための財源の確保

2 PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

- 毎年度、評価指標や関連指標の実績値の調査を実施
- 評価指標の実績値をもとにPDCAサイクルによる評価・分析(傾向的な分析を含む。)し、課題を抽出
- 専門家なども交えて課題解決に向けた検討